

公示番号：19a00944

国名：インドネシア

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ 第二チーム

案件名：インドネシア国低炭素アフォーダブル集合住宅の社会実装（SATREPS）詳細計画策定調査（建築制度）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：建築制度
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月15日から2020年2月21日まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35 M/M、現地 0.33M/M、合計 0.68 M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
2日	10日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細については以下をご覧ください。  
JICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報 /結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型)>業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き)  
([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf))  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月27日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務	建築制度に係る各種業務
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

インドネシアでは、著しい経済成長を背景にエネルギー消費量が急増しており、2018年には世界第11位の温室効果ガス（Greenhouse Gas、以下「GHG」とする。）排出国（535.04百万トン）となっている。このため、同国政府は「GHG削減のための国家行動計画（RAN-GRK）」を策定すると共に、パリ協定における約束草案では、2030年を目標年にBAU比（Business as usual；特段対策のない自然体ケースとの比較）で29%、海外からの支援を条件に41%のGHG排出量削減目標を打ち出している。建築分野においてもグリーンビルディング規制の制定を進めており、既にジャカルタ（2012年）、バンドン（2016年）で採択に至っている。

一方で、同国は高温多湿の気候下にあり、地球温暖化及び都市化の進行による一層の気温上昇、またそれに伴った健康被害や快適性の低下が懸念されている。住宅・建築分野では、このように過酷な蒸暑環境による冷房需要の拡大とエネルギー消費量の更なる増加が予測されているが、同国のGHG削減の目標を踏まえ、冷房需要を抑制しつつ快適な住環境を実現するための低炭素冷却技術の開発は急務である。インドネシアの公共事業・国民住宅省（PU）は、現在公共集合住宅の建設を推進しており、これらの低中所得層向けの集合住宅を対象とした低炭素冷却技術を開発・導入することは、同国の政策とも親和性が高く、大きなインパクトが期待される。

かかる状況を背景に、インドネシア政府は我が国に対し、広島大学等の日本側研究機関との協力による地球規模課題対応国際科学技術協力プロジェクトの枠組みによる「パリ協定による2030年目標に向けた高温多湿気候下のインドネシアにおける低炭素アフォーダブル集合住宅の社会実装」（以下、本プロジェクト）の実施を我が国に要請した。

本プロジェクトは、高温多湿気候下のインドネシアにおいて、熱的快適性と低炭素化を両立する集合住宅の建築設計技術を開発し、同国で使用される建築基準・ガイドラインに反映することを通じて、低炭素型の低中所得層向け集合住宅の普及を支援するものである。

今回実施する詳細計画策定調査では、本業務従事者とは別途派遣される予定の評価分析団員とともに、関連情報を収集・分析した上で、本プロジェクトの事業対象地、計画枠組み、成果と主な活動案等について先方関係者と合意したうえで、具体的な実施体制、目標設定、活動内容等について確認・協議を行い、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うことを目的とする。

なお、環境社会配慮に関して、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリCに分類されている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力・調整しつつ、担当分野に関わる協力計画策定に必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間 (2020 年 1 月中旬)

- ① 事前の打合せ資料等から、プロジェクトの背景及び概要を把握する。
- ② 研究代表者への、活動内容に関する事前ヒアリングを実施する。
- ③ 当該分野に係る既存の文献・法令・制度、関連する事業等の報告書、中央・地方府の政策・計画 (既存の建築基準・ガイドライン、制度を含む) や住宅建設市場における民間企業の状況等、調査に必要な当該国情報の収集・分析・内容把握を行う。また、JICA の類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ④ 上記をもとに、現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。
- ⑤ 相手国関係機関への事前質問項目 (案、和文・英文) を作成する。その際、別途派遣される評価分析団員と内容が重複しないよう適宜調整する。
- ⑥ PDM (Project Design Matrix) 案 (和文・英文)、PO (Plan of Operation) 案 (和文・英文)、および事業事前評価表案 (和文) の担当部分や関連部分を検討する。
- ⑦ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間 (2020 年 1 月中旬～1 月下旬)

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、主要なものについてはその議事録を作成すると共に、プロジェクトの担当分野に関わる協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析、課題の整理を行う。

主な情報収集の内容は以下のとおり。

【別途公示する評価分析担当コンサルタントと共通】

- ア) インドネシアの当該分野の政策・上位計画と本プロジェクトの位置付け
- イ) インドネシアの本プロジェクト関係機関である公共事業・国民住宅省 (PU)、公共事業・国民住宅省 人間居住・住宅研究所 (PUSKIM)、テガル市等の組織体制、人員、予算、法令上の役割と権限
- ウ) 建築・住宅に関わる中央省庁と地方自治体の役割分担、法令上の規定、国家規格 SNI の策定状況
- エ) 当該分野に係る実施機関の過去の調査・研究実績
- オ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
- カ) JICA の他関連プロジェクト及び他ドナーの援助プロジェクトとの連携可能性の検討

- キ) 社会実装に向けて連携すべき政府関連機関・民間企業等の動向
- ク) プロジェクト実施に係る先方負担事項

**【担当分野】**

- ケ) 公共住宅建設・供給に関わるデータ（建設戸数、規模、賃料等）及び計画、事業プロセス
- コ) インドネシアの公共集合住宅（ルスナワ（賃貸型）・ルスナミ（分譲型）の違いも含め）の特性
- サ) 国／テガル市／その他地方自治体における公共集合住宅の標準設計、建築基準・ガイドラインの有無及び内容、建築申請制度の内容と実施状況（申請率、検査実施率等）
- シ) 住宅建材等の流通状況
- ス) テガル市での実験住宅建設に向けた必要条件及び対処すべき課題に関する情報

- ③ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（実施体制、機材供与等の R/D 記載事項）を検討する。
- ④ 調査団及びインドネシア側関係機関と協議のうえ、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑤ インドネシア側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（Record of Discussions）（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

**(3) 帰国後整理期間（2020年2月上旬～中旬）**

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

**8. 報告書等**

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当業務に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 収集資料一式

電子データをもって提出することとする。

**9. 見積書作成に係る留意点**

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

**(1) 航空賃及び日当・宿泊料等**

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田/羽田⇄ジャカルタの直行便を標準とします。（ジャカルタ⇄テガルの移動手段及び経費は別途JICAが手配、費用負担予定）

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地業務期間は2020年1月19日頃～1月28日（移動日含む）を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査を開始する予定です。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 研究総括 (広島大学)

ウ) 研究企画 (JST※)

エ) 研究調整 (JST※)

オ) 協力企画 (JICA)

カ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

キ) 建築制度 (本コンサルタント)

※国立研究開発法人 科学技術振興機構

#### ③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

「2019年度SATREPS新規採択案件の決定について」

[https://www.jica.go.jp/press/2019/20190516\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2019/20190516_01.html)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び

「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上